

## 第166回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果（概要）

### 1 開催日時

令和7年1月8日（水）

午後1時30分から午後3時まで

### 2 開催場所

千葉県森林会館5階 第1会議室

### 3 出席者

【委員】

青山定敬 委員（部会長）、高橋輝昌 委員、橘隆一 委員、原啓一郎 委員

【職員】

佐藤森林課長、木村林地対策室長 他

### 4 議題

（1）審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

### 5 審議結果

上記の議案1に係る第1号から第4号案件について審議がなされ、森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

## 【主な意見】

### ○第1号案件【変更】住宅団地の造成について】

委 員： 違反があったとの説明があったが、あらためて確認させてもらいたい。

事務局： 計画の変更に際し、都市計画法の許可は取得したが、森林法の手続きは行わずに開発を進めてしまったという違反になる。

委 員： 行政側が違反を把握したのはどのような経緯だったのか。

事務局： コンサルからの依頼で現地確認を行った際、図面と現地に相違があったため話を聞いたところ、手続きが漏れていたことが判明した。

委 員： その手続きが必要だということを認識していなかったということか。

事務局： はい。

委 員： 実際に施工されている構造物と図面に相違があったが、その変更手続きがなかったため、今回、この変更許可の手続きをするということか。

事務局： はい。

委 員： 浸透貯留槽の容量がいずれも増えているのはなぜか。

事務局： 現許可ではⅡS型というブロックのみを使用する計画だったが、変更後はⅡS型より空隙率の大きいⅡ型及びⅡ+ⅡS型も併用しているため空隙率が全体として大きくなり、容量が増えている。

委 員： 異なるブロックを複数組み合わせて設置することにしたのはなぜか。

事務局： 計画を見直したところ、寸法等を一切変えずに、ブロックの組み合わせを変えるだけで容量が増やせるということで変更したとのこと。

委 員： 通常だと多くても2種類程度のブロックにすると思うが、なぜ3種類も使用しているのか。

事務局： それぞれの型ごとに埋設可能な深さの基準が定められており、Ⅱ型は3.99mまで、Ⅱ+ⅡS型は4.8mまで、ⅡS型は5.64mまでとなっているため、それぞれの限界まで埋設することにしたところ3種類使用することになった。

委 員： 浸透貯留槽の深さ自体は変更していないということか。

事務局： はい。

委 員： 単純に空隙率が違うため容量が増えているということか。

事務局： はい。

委 員： スギ林を伐り開いて建物を建てるというイメージか。

事務局： はい。森林の中に住みたいというコンセプトと聞いている。

委 員： 建物の写真を見ると、新しく伐り開いた部分の林縁部と建物が近いように感じる。新たに林縁部になる木は倒れやすいため、建物とここまで近くで問題ないか心配。

事務局： 建物の周りにグレーで記載されている部分（図示）があり、この部分で必要な幅が取られているため問題はない。

委 員： 浸透貯留槽ごとの集水区域に変更はあるが、全体の集水区域面積としては変更ないという認識で良いか。

事務局： こちら（図示）の残置森林を新たに開発した範囲についてのみ集水区域が拡大しているが、ほかの部分に拡大はない。

委 員： その集水区域の拡大で増えた水については、浸透貯留槽の容量の増で対応できているということか。

事務局： はい。

#### ○第2号案件【変更】土石等の採掘（砂利採取）について

委 員： 施工後の造成森林において、高圧電線の下にはヒツバカエデを植えることになっており、それは電線にかかるないようにするためだと思うが、電線の高さとその下に植える木の高さの関係に基準等はあるのか。

事務局： 林地開発としての基準はない。今回は電力会社との協議により決定されている。

委 員： 昨今の緑化工の世界の中では、地域性種苗を使用していこうという流れが強くある。ヒツバカエデは樹種選定ではあまり聞かないため気になった。今回は地域性種苗としての使用かどうかを確認する必要はないと思うが、今後はできる限り地域に根付いた植物を使用するようにしてもらいたい。

#### ○第3号案件【変更】土石等の採掘（砂利採取）について

委 員： 採取後は早期に緑化し環境の保全に努めるということになっているが、平成18年の当初許可から現在までに緑化された箇所はどのくらいあるのか。

事務局： 2工区から8工区については、完了確認をして除外している。

委 員： 順次、除外されているということか。

事務局： はい。緑化が終わり次第、確認をして除外している。

委 員： 今回は追加だけということか。

事務局： はい。

委 員： 搬出路も追加されているが、この搬出路を新たに設けないと重機等が通れないためということか。

事務局： 道幅的には通れるようだが、この十字路の部分（図示）に暗渠管が入っており、重機等が通ると影響があるため、ここは通らないようにと土地改良区から要望があったようだ。そのため、十字路の部分を避けるようにして、こちらに搬出路を設けることとしている。

委 員： どこから施工していくのか。

事務局： ここ（図示）から順次削って土を出していく。

委 員： 削っていくと勾配が変わって水の流れも変わるとと思う。計画されている浸透池の位置に到達するまでの施工中の水は事業区域外に流出しないのか。

事務局： 施工中は適宜仮設の池を作り、事業区域外に水が流出しないように施工することとなっている。

#### ○第4号案件【変更】土石等の採掘（建設発生土による埋立造成）について

委 員： 施工後の計画で造成森林の中に造成緑地が入り組んだような形で入っているのはなぜか。

事務局： 造成緑地の部分は、森林区域外ということで植栽しなくとも基準上は問題のない部分となっている。

委 員： これは本来そういう対応をすべきなのか。少し不自然に感じる。

事務局： 県としては造成緑地の部分も周囲と同じような環境になるため、植栽して

造成森林とするよう指導はするが、事業者としては費用面を考慮して緑化シートで済ませたいということで造成緑地となっている。

**委 員**：U字溝とコルゲート管を新たに設置することになっているが、今まででは設置されていなかったのか。

**事務局**：はい。

**委 員**：今回、新たにこれらを設置することにしたのは何か理由があるのか。

**事務局**：以前は仮設の側溝については素掘りでも認めていたが、昨今、気象の変化等により雨が増えており、施工中に崩れる危険性も高くなっていることから、最近の許可についてはU字溝等の頑丈なものを設置するよう指導している。